

国分寺市立図書館条例

1/2 ページ

副 本

○国分寺市立図書館条例

平成13年10月2日
条例第45号

国分寺市立図書館設置条例(昭和48年条例第10号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 市民の文化、教養などの向上に資するため図書館法(昭和25年法律第118号)第10条(設置)の規定により国分寺市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。
(管理)

第3条 図書館は、国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 特別整理日(年間15日以内とする。)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(平成14年条例第19号・平成14年条例第31号・平成15年条例第36号・一部改正)
(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、国分寺市立本多図書館にあっては、火曜日から金曜日まで(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の開館時間を午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平成16年条例第23号・平成18年条例第42号・平成21年条例第16号・一部改正)
(利用の制限)

第6条 教育委員会は、図書館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 図書館内における静慮を乱し、又は他人に迷惑をかけたとき。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食したとき。
- (3) 施設、附属設備等を破損し、又は汚損したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館長の指示に違反したとき。

(図書館運営協議会の設置及び組織)

第7条 図書館の運営に關し、市民の意見を反映させるため、教育委員会に国分寺市図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、教育委員会から諸問された事項について協議し、その結果を教育委員会に答申する。

3 協議会は、前項に規定する事務を処理するほか、図書館の運営に関する重要事項について、教育委員会に建議することができる。

4 協議会は、次に掲げる10人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 5人以内
- (2) 譲見を有する者 3人以内
- (3) 国分寺市内の障害者団体の代表者 1人以内
- (4) 国分寺市立小中学校保護者の代表者 1人以内

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、協議会を代表し、会務を總理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成18年条例第22号・追加)

(協議会の会議等)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5章(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

国分寺市立図書館条例

2/2 ページ

6 協議会の庶務は、国分寺市立本多図書館において処理する。

(平成18年条例第22号・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平成18年条例第22号・旧第7条継下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成14年条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第31号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第23号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成18年条例第42号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第55号)

この条例は、公布の日から平成19年3月31日までにおいて規則で定める日から施行する。

(平成19年教委規則第1号で平成19年2月20日から施行)

附 則(平成21年条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平成18年条例第55号・一部改正)

名称	位置
国分寺市立本多図書館	国分寺市本多一丁目7番1号
国分寺市立本多図書館駅前分館	国分寺市本町三丁目2番17号
国分寺市立赤ヶ窪図書館	国分寺市西赤ヶ窪四丁目12番地8
国分寺市立光図書館	国分寺市光町三丁目13番地19
国分寺市立もとまち図書館	国分寺市東元町二丁目3番13号
国分寺市立並木図書館	国分寺市並木町二丁目12番地3

国分寺市教育委員会会議録・第15号

会議の種類 第12回国分寺市教育委員会定例会

会議の日時 平成18年12月26日(火) 午前9時30分

会議の場所 ひかりプラザ401・402会議室

会議の出席者

(教育委員)

委員長	大平 恵吾
委員(委員長職務代理)	内田 修
委員	村松 真貴子
委員	高橋 道子
教育長	松井 敏夫

(職員)

教育部長	竹内 恒
庶務課長	内野 優雄
学務課長	日繁 一浩
指導室長	島田 宏
指導主事	福井 一夫
指導主事	池和 雄
ふるさと文化財課長	指幸 一徳
生涯学習推進課長	宇良 一雄
スポーツ振興課長	福根 一徳
本多公民館長	中吉 一爾
恋ヶ窓公民館長	藤澤 多
光公民館長	石川 守
もとまち公民館長	伊勢 助
並木公民館長	高富 守
本多図書館長	高富 肇
書記	杉崎 智
書記	岡田 寛
書記	恵

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時46分委員長は開会を宣し、本日の署名委員として、1番の内田委員と4番の高橋委員を指名した。

〔前回会議録の承認〕

委員会は次の会議録の承認をした。

- ・ 平成18年11月8日開催の平成18年第3回国分寺市教育委員会臨時会会議録第13号
- ・ 平成18年11月24日開催の平成18年第11回国分寺市教育委員会定例会会議録第14号

〔委員長等の報告〕

なし

〔議案第62号〕**1 議案第62号 専決処分の承認について（教育長提出）**

（議案の内容と説明）

緊急に指導主事の発令に係る同意書を東京都教育委員会に申請し、指導主事の異動を行う必要が生じたため専決したもので、教育委員会の承認を得る必要があるため提案するものである。

指導室長 石田指導主事が、一身上の都合で平成19年3月まで休みとなる。そのため平成18年12月1日付けで、指導主事の発令があった。それに基づき、同意書を東京都に提出する必要があるため、専決処分をさせていただいた。ご審議をいただき、承認を求めるものである。添付資料の1頁をご覧いただきたい。転入者の氏名は宇山幸宏である。東京都指導部指導企画課から派遣された。次頁に経歴等を記載した。

（質疑・意見の要旨）

委員長 これは教育長が専決処分をされている。そのことを承認するかどうかということである。

（採択）

原案どおり承認（全員一致）

指導室長 宇山から一言ございさつさせていただきたい。

指導主事 平成18年12月1日付けで、国分寺市教育委員会指導主事に就任した宇山幸宏である。国分寺市の子どもたちのために全力を尽くして、しっかりとやっていきたい。スピードとフットワークが信条である。よろしくお願いしたい。

2 議案第63号 専決処分の承認について（教育長提出）

（継続審議）

7 議案第61号 国分寺市立図書館条例の一部改正について（教育長提出）

教育長 議案第63号は、本日の議案審議7の議案第61号と一体のものである。この2つについては同時に提案をし、ご審議いただきたい。

委員長 それでは議案第63号と61号を合わせて審議をお願いする。

以下、一括審議

（議案の内容と説明）

議案第63号 緊急に補正予算案について市長に意見を述べる必要が生じたため、専決したもので、教育委員会の承認を得る必要があるため提案するものである。

議案第61号 国分寺市立本多図書館に分館を設置するため、国分寺市立図書館条例（平成13年条例第45号）を別紙のとおり一部改正すべきであり、このことを教育委員会の意見として市長に述べる必要があるため提案するものである。

教育長 提案者の私から説明をさせていただきたい。まず議案第61号をご覧いただきたい。これは平成18年11月開催の国分寺市教育委員会第11回定期例会で議案提案をして、継続審議となっているものである。しかし、継続審議になっている間に、平成19年12月5日に開催された国分寺市議会定期会本会議において、この議案と同様なものが議員提案によって、全員一致で成立をした。このことを具体的にご説明する。横田議員初め、数名の議員による議員提出議案第4号である。市長が今市議会定期会において、旧バザールKの用地へのパチンコ店出店に関して答弁をした。その内容は、旧U.F.J銀行の1階部分に本多図書館の分館を設置する方針を決断した。この図書館はIT技術を活用した市政情報の提供を中心としたものである。また、同様の図書館を将来は西国分寺駅周辺にも設置したいと考えている。この図書館の設置に関しては、教育委員会に検討を依頼されており、平成18年11月24日の教育委員会定期例会において審議をされ、現在、継続審議となっている。これを受けて議員は、図書館の必要性について、また旧U.F.J銀行の1階部分の活用のあり方について、また旧バザールKの跡地へのパチンコ店の出店等を考えたときに、分館を設置することを提案したいという説明であった。先ほど申し上げたように、全会一致でこの議員提案が可決され、翌日をもって公布されることになった。施行については、図書館条例に関する規則を制定する必要があるため、教育委員会で後日規則の制定することになる。このような形になると、議案第61号については提案を撤回することになる。統いて議案第63号の補正予算についても、教育委員会で継続審議となっていた。予算的な裏づけについて、市長と調整を図る必要があり、提案理由にも、緊急に補正予算について教育委員会の意見を聞く必要があり、市長に意見を述べてほしいとあった。しかし、議員提案が迫っており、急を要することで、教育委員会を開く時間的な余裕がなかった。そのため、教育長の専決処分で533万7,000円の補正予算を、市長に意見として述べたものである。そのことに対して、本日ご承認をいただきたい。

（質疑・意見の要旨）

内田議員 前回の定期会で提案されたものだが、図書館行政の充実が図れるならば、いい

と思っていた。しかし中身がまだ煮詰まっていない状況なので、継続審議という形になつた。今、教育長からご説明があった経緯を考えた場合に、承認もやむを得ないと思っているが、一方では内容を審議できずに残念な気持ちもある。

村松委員 手続き上の問題だが、これからはこういうことがないようにしていただきたい。ただ、市民にとっては、あの場所に図書館ができるることは望ましいことだと思う。そういう意味では、この専決処分は日程的に仕方ないと思う。

高橋委員 緊急で、今回に限った形の異例中の異例のことであろう。結果として市民にとって利用しがいのあるもので、それが手に入ることの大さを教育委員として考えたときに、緊急に手を打たなければいけなかつたこと、また、議会との状況を鑑みて、今回の専決処分を承認したいと思う。今後は緊急であつても、それぞれの手続は、組織として大事な部分があるので、できる限りそれに沿うような形を整えていただきたいことを申し述べて、承認したい。

委員長 結論的にはやむを得ないということである。ただ、これまで教育委員会に関することは教育委員会で審議して、その結果を報告して条例の制定等をお願いしていた。今回はそれができなかつた。そこで、専決処分は承認するが、教育委員会としての意見を述べたい。意見の内容は、「このたびの国分寺市立図書館条例の改正手続きは、議会が議会の権限として行つたものである。かつ予算編成上、急を要していたことを考えれば教育長が当委員会にかわって、本案件を処理したことはやむを得ないことである。」という意見をつけて承認したいと思う。

教育長 この議案を提出してから審議の時間が十分なかつた。今後、十分な審議の時間が確保できるように留意してまいりたい。

(結果)

議案第61号 取り下げ

(採択)

議案第63号 意見付きで承認（全員一致）

3 議案第64号 国分寺市教育委員会職員の倫理に関する規則の制定について（教育長提出）

(議案の内容と説明)

国分寺市職員倫理条例（平成18年条例第47号）の制定に基づき、本規則を制定する必要があるため提案するものである。

度勝課長 制定については、国分寺市職員倫理条例第1条（目的）に、「職員が全体の奉仕者であつてその職務は市民から負託された公務」であることから、職務の公平性に対する市民の疑惑や、あるいは不信を招くような行為など、また公務に対する市民の信頼の確保、これら職員が遵守すべき倫理規準と、職員倫理を保持するために必要な仕組みを定めるものである。また各機關が、異なる運用をすると混乱を招くことから、各任命権者は統一した条例、施行規則をもとに運用していくことになる。したがつて、「国分寺市職員倫理条例施行規則の例による」という規定になつてゐる。対象については、第2条（定義等）に、「一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員」とある。第4条

と思っていた。しかし中身がまだ煮詰まっている状況なので、継続審議という形になった。今、教育長からご説明があった経緯を考えた場合に、承認もやむを得ないと思っているが、一方では内容を審議できずに残念な気持ちもある。

村松委員 手続き上の問題だが、これからはこういうことがないようにしていただきたい。ただ、市民にとっては、あの場所に図書館ができるることは望ましいことだと思う。そういう意味では、この専決処分は日程的に仕方ないと思う。

高橋委員 緊急で、今回に限った形の異例中の異例のことであろう。結果として市民にとって利用しがいのあるもので、それが手に入ることの大しさを教育委員として考えたときに、緊急に手を打たなければいけなかつたこと、また、議会との状況を鑑みて、今回の専決処分を承認したいと思う。今後は緊急であっても、それぞれの手続は、組織として大事な部分があるので、できる限りそれに沿うような形を整えていただきたいことを申し述べて、承認したい。

委員長 結論的にはやむを得ないということである。ただ、これまで教育委員会に関することは教育委員会で審議して、その結果を報告して条例の制定等をお願いしていた。今回はそれができなかつた。そこで、専決処分は承認するが、教育委員会としての意見を述べたい。意見の内容は、「このたびの国分寺市立図書館条例の改正手続きは、議会が議会の権限として行つたものである。かつ予算編成上、急を要していたことを考えれば教育長が当委員会にかわって、本案件を処理したことはやむを得ないことである。」という意見をつけて承認したいと思う。

教育長 この議案を提出してから審議の時間が十分なかつた。今後、十分な審議の時間が確保できるように留意してまいりたい。

(結果)

議案第61号 取り下げ

(採択)

議案第63号 意見付きで承認（全員一致）

3 議案第64号 国分寺市教育委員会職員の倫理に関する規則の制定について（教育長提出）

(議案の内容と説明)

国分寺市職員倫理条例（平成18年条例第47号）の制定に基づき、本規則を制定する必要があるため提案するものである。

底野課長 制定については、国分寺市職員倫理条例第1条（目的）に、「職員が全体の奉仕者であつてその職務は市民から負託された公務」であることから、職務の公平性に対する市民の疑惑や、あるいは不信を招くような行為など、また公務に対する市民の信頼の確保、これら職員が遵守すべき倫理規準と、職員倫理を保持するために必要な仕組みを定めるものである。また各機関が、異なる運用をすると混乱を招くことから、各任命権者は統一した条例、施行規則をもとに運用していくことになる。したがって、「国分寺市職員倫理条例施行規則の例による」という規定になっている。対象については、第2条（定義等）に、「一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員」とある。第4条